

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第2項及び同法施行規則第12条第1号の規定に基づき、令和7年11月28日現在の東広島市農業委員会の農地利用最適化推進委員（推進委員）の推薦及び応募状況について、次のとおり公表します。【最終公表】

1 推薦（団体・個人）を受けた者の数及びそのうちの担当地区の数

13人（西条町 第1 人、第2 1人、第3 1人、第4 人、第5 人、第6 人、第7 人）（八本松町 第1 人、第2 人、第3 1人）
（志和町 第1 人、第2 人、第3 1人、第4 1人）（高屋町 第1 人、第2 2人、第3 人、第4 人、第5 人）
（黒瀬町 第1 人、第2 1人、第3 人、第4 人）（福富町 第1 人、第2 人）（豊栄町 第1 人、第2 人）
（河内町 第1 1人、第2 2人、第3 1人）（安芸津町 第1 人、第2 人、第3 1人）

2 応募した者の数及びそのうちの担当地区の数

53人（西条町 第1 1人、第2 1人、第3 1人、第4 1人、第5 2人、第6 2人、第7 2人）（八本松町 第1 2人、第2 1人、第3 2人）
（志和町 第1 2人、第2 1人、第3 1人、第4 1人）（高屋町 第1 2人、第2 2人、第3 2人、第4 2人、第5 人）
（黒瀬町 第1 2人、第2 1人、第3 3人、第4 2人）（福富町 第1 3人、第2 3人）（豊栄町 第1 3人、第2 1人、第3 1人）
（河内町 第1 人、第2 人、第3 1人）（安芸津町 第1 3人、第2 1人、第3 1人）